

■養成所ニュースプラス第 46 号 2026□■

いよいよ国家試験です。今日と明日は、部屋を暖かくし、温かいものを摂り、早めに暖かい布団に入って、気持ちと体をほぐしてください。体調を整えて、当日に臨みましょう。最終確認事項は、(1)最後まであきらめない、(2)「2つ選びなさい」を見落とさない、(3)難解な問題に時間をかけすぎない、の3点です。

Plus Column では、当日慌てないように「持ち物チェックリスト」を用意しました。万が一、鉛筆を忘れてもコンビニで買えますが、受験票は買えません。今晚のうちに、一度点検しましょう。

試験直前の Plus Quiz は「ソーシャルワークの基盤と専門職」から、「社会福祉士法及び介護福祉士法」に関する問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか、あわせて考えてみてください。

■Plus Quiz

社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている社会福祉士の義務等に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 誠実義務として、所属する勤務先の立場を優先して業務を行わなければならない。【29回改変】
2. 信用失墜行為の禁止として、所属組織の信用を傷つけるような行為をしてはならない。【32回】
3. 秘密保持義務として、その業務に関して知り得た人の秘密は、いかなる理由があっても開示してはならない。【32・36回】
4. 社会福祉士はその業務を行うに当たって、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。【33回】
5. 資質向上の責務として、相談援助に関する知識及び技能の向上を行わなければならない。【37回改変】

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(36期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(37期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第38回国家試験は、令和8年2月1日(日)です。
詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
- ・令和7年12月12日に、第38回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函(郵送)されました。
詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>
- ・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。
12月26日(金)より、全ての「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」が視聴可能となりました。また、12月19日(金)より国家試験直前対策講座(有料)の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。
受験対策ページへアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529
- ※「国家試験直前対策講座(有料)」については、受講確定者に対してご案内(受講確定通知)を郵便及びメールにて送付していますので、確認のうえご受講ください。
- ※「国家試験直前対策講座(有料)」について、教材の一部に訂正があります。1月27日(火)に専用ページ内にて訂正表を公開及びメールにてお知らせをしました。ご確認ください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 38 期生の出願を受け付けております。

現在、3 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=111

資料請求についてはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=321

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第 20 号／最後まであきらめない！】

これまで、地震や豪雨、大雪等の自然災害や感染症、仕事や家庭でも様々な出来事があったことと思います。今までよく耐えて、一日一日を積み重ねてきました。いよいよ本番です。試験準備に完璧はありませんが、今までやってきたことを出し切ることで、今の自分を確かめ、更に前に進むことができます。これからも、皆さんの学びの道は続きます。

問題用紙が配られたら、肩や首、指を動かして、入りすぎている力をいったん抜きましょう。

試験必勝最大のポイントは、「最後まであきらめない誠実な姿勢」です。時間いっぱい使いましょう。鉛筆が止まることであっても、動揺することはありません。そもそもこの試験は、満点を取ることを求めています。頼れるのは、ご自身で学んできた知識と技術、価値・倫理、そして「常識的な考え方」です。

もし難問があったとしても、慌てたりあきらめることはありません。精一杯ヒントを探し、それでも答えが絞れなかったら、とりあえずどこかにマークして次に進みましょう。時間をかけ過ぎないことです。とりあえずのマークは、マークシートの誤記入を防ぎます。合格を目指す皆さんは、最後の問題まで辿り着くことが大事です。

昼休憩は 1 時間 50 分です。試験では、できた問題ほど印象に残らず、答え合わせして間違えたことがわかるとその思いは増幅すると言います。不要な反省会よりも、頭と気持ちの回復と切り替えに当てましょう。会場内を歩いてきたり、チョコレートで糖分補給したり、新しいマスクに取り替えるというのも良いかもしれません。午後の得意科目で、きっと挽回できます。

最後まで「ジタバタすること」は、みっともないことではなく、真面目に誠実に取り組んでいる証です。昼休憩は、目いっぱい愛用のまとめノートや問題集、参考書などを「パラパラ見」する時間にあててください。急に確認したいことが浮かんでくるかもしれません。書き込みの赤字やマーカー、手垢で汚れたページが皆さんを後押ししてくれます。トイレの待ち時間も「パラパラ見」する時間に活用できます。存分に「ジタバタ」して、最後の最後まで全力を出し切ってください！！

【当日の持ち物チェック表】

- (1) 「受験の手引」に書かれているもの

受験票

HB の鉛筆（マークしやすいように先がとがりすぎでないものを数本）

または シャープペンシル（念のため替え芯も。マークは鉛筆よりも時間がかかります。芯の太いマークシート用シャーペンも検討してみてください。）

プラスチック消しゴム（塗りつぶしたマークを消して汚れないか、事前に試しておきましょう。）

- 鉛筆削り（小型で削りカス入れ付きがおすすめです。）
- 腕時計（スマートウォッチ等端末機能、通信機能、辞書機能があるものは不可です。）
- （受験票に書かれている場合）上履き・靴袋
- 防寒対策用品（ひざかけ・重ね履き用靴下・座布団など調整できるもの）
- 昼食・飲み物（ごみ持ち帰り用の袋も）
- （2）持って行った方が良いもの
- ハンカチ、ポケットティッシュ（ウエットティッシュ含む）
- 着用するマスク（予備用もお忘れなく。）
- 交通経路のメモ（複数の経路を調べておきましょう。）
- 財布（小銭も）・ICカード
- めがね（万が一に備えて、コンタクトレンズ使用の方も）
- 使ってきた参考書・問題集・整理ノートなど（新しいものは不要です。）
- おやつ・のど飴
- 常備薬
- 使い捨てカイロ

【Plus Quiz・・・正答と解説】

社会福祉士及び介護福祉士法は、1987（昭和 62）年に制定され、2007（平成 19）年に、大幅な改正が行われました。改正のポイントとしては、（1）「連携」に関する定義規定が見直されたこと（2）義務規定に「誠実義務」「資質の向上の責務」が新たに追加されたこと等が挙げられます。

精神保健福祉士法でも、精神保健福祉士の義務等が同様に規定されていますが、法第 4 1 条第 2 項の「精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない」という点が社会福祉士とは異なります。

この科目では、社会福祉士及び介護福祉法から毎年出題されてきました。社会福祉士を目指す皆さんです。今までの学びを活かして、確実に 1 点を取っていきましょう。

1. ×法第 4 4 条の 2（誠実義務）には、「個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。」とあります。勤務先の立場を優先して業務を行うとは規定されていません。
2. 法第 4 5 条(信用失意行為の禁止)では「社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷付けるような行為をしてはならない。」とありますが、所属機関に関する規定はありません。
3. ×法第 4 6 条(秘密保持義務)では「正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない」とありますが、生命の危険等正当な理由がある場合はその限りではなく、「いかなる理由があっても開示してはならない」とは規定していません。違反した者には 1 年以下の拘禁刑または 3 0 万円以下の罰金に処せられます。
4. ○法第 4 7 条第 1 項(連携)では、選択肢のように規定されています。
5. ×法第 4 7 条の 2（資質向上の責務）は、義務規定ではなく努力義務「努めなければならない」と定められています。

■事務局一同、皆様のご健闘を心よりお祈りしています。

■次回の配信は 2 月 13 日（金）を予定しています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus